

農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準の主な改正箇所と改正理由

○主な改正箇所

- (1) 法第4条第6項第5号の基準に農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の内容を追記

【改正箇所】

第2 1 (2) ウ (ア) ~ (ウ)

- (2) 第1種農地の規定の見直し

【改正箇所】

第2 1 (1) イ (ア) aの「隣接する農地の間に、高低差5メートル以上の法面又は3メートル以上の直壁がある場合、農業機械が横断できないと判断される。」を削除

「傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことができる。具体的には、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に基づき市町村が定める地域計画において、当該農地における農業を担う者が特定されていないもの若しくは農業を担う者の確保が確実でないもの等が考えられる。」を追記

- (3) 添付書類に事業計画書を明記

【改正箇所】

第1 1 (1) イ (サ)

- (4) 一部基準の明確化、文章中の記述の変更

【改正箇所】

第1 1 (6) アとイに「原則として」を追記

第1 1 (6) エに「知事、農業委員会」を追記

第1 5 (3) ア、イ、ウに「農業委員会」を追記

第2 1の農林水産大臣を「中国四国農政局長」へ変更

第2 1 (1) ア (イ) c (a)に「農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて」を追記

第2 1 (1) イ (イ) e (d) iiに「高速自動車国道等と一般道との接続又は合流点を指し、一般道から高速自動車国道等の本線への合流点や料金所の位置を指すものではない。」を追記

○改正理由

(1) 令和5年4月1日及び令和5年8月29日付けで農地法に係る一部法令が改正となり、審査基準の引用元である国の事務処理要領と運用通知において、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の内容が盛り込まれた。

当県では、令和5年度末から一部の市町村において、地域計画の策定が完了する見込みであることから、審査基準においても法令の改正内容を反映するもの。

(2) 現在の審査基準の規定では、中山間地域の多い高知県の実情に沿った運用が難しい内容や根拠が不明瞭な規定が含まれていた。特に、「高低差が5m以上法面及び3m以上直壁については、農業機械が容易に横断できない」分断要件として記載していたが、5mと3mの根拠がなく、1mの直壁でも農業機械は横断できないこと等から、対外的に基準の根拠が示せない状態であったため記載を削除するもの。

地域計画の策定により、今後も営農が実施される優良な農地と、耕作が見込まれない農地が明確となるため、「傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことができる。」規定を追加し、耕作が見込まれない農地については、一団の農地に含めない実情に沿った運用ができる内容に見直すもの。

(3) これまでの規定では、転用事業をしようとする理由の詳細が申請書に記載しきれない場合に限り、事業計画書への記載を求めていた。

具体的な転用計画が一枚にまとめられている事業計画書がある申請とない申請では、効率的な審査に差が生じており、全ての申請において効率的な審査や審査期間の短縮化を図るため、転用申請における必須書類として加えるもの。

(4) 主語が明確になっていない文章や意図していない表現で読み取ることができる文言、国の運用通知に記載されている内容が反映できていない箇所等があったことから、記載の修正、追記を行うもの。

○参考

【農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準の引用元】

「第1 農地等の転用の手続き」については、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号、改正：令和5年8月29日5経営第1290号・5農振第1456号）より引用

「第2 農地又は採草放牧地の審査基準」以降については、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号、改正：令和5年3月31日4経営第3237号・4農振第3646号）より引用